

水循環企業ロゴマーク使用規程

内閣官房水循環政策本部事務局

令和6年7月31日制定

令和6年11月13日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、水循環企業登録・認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第18条第1項の水循環企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、水循環 CHALLENGE 企業ロゴマーク及び水循環 ACTIVE 企業ロゴマークの総称とする。

2 水循環 CHALLENGE 企業ロゴマークは、次のとおりとする。



3 水循環 ACTIVE 企業ロゴマークは、次のとおりとする。



(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、内閣官房水循環政策本部事務局（以下「事務局」という。）に帰属する。

(使用の制限)

第4条 水循環 CHALLENGE 企業ロゴマークは、要綱第2条第2号の水循環 CHALLENGE 企業のみ使用することができる。

2 水循環 ACTIVE 企業ロゴマークは、要綱第2条第3号の水循環 ACTIVE 企業のみ使用することができる。

3 ロゴマークは、事務局の許可又は事前報告を必要とせず使用を認める。

(遵守事項)

第5条 前条第1項又は第2項によりロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 要綱の趣旨に基づき、水循環の取組に寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。

二 法令又は公序良俗に反しないこと。

三 事務局及び水循環企業登録・認証制度の信用又は品位を傷つけないこと。

四 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。

五 ロゴマークは、製品自体又はその包装に使用しないこと。

六 ロゴマークは、製品・サービス等の品質を担保・証明するものとして使用しないこと。

七 商標権、意匠権等の知的財産権を申請しないこと。

八 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。

九 別に定める「水循環企業ロゴマーク使用ガイドライン」に基づき、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。

十 その他事務局が判断した場合はロゴマークの使用を中止させる場合がある。

(使用の管理)

第6条 事務局は使用者に対し、ロゴマークを使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

2 事務局が第一項の報告又は提出を求めたときは、使用者は遅滞なく応じなければならない

い。

(使用の差し止め)

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事務局はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 使用者が、この規程に違反して使用した場合
- 二 ロゴマークを使用している者が、要綱2条第4項の水循環企業ではない場合
- 三 使用者が、法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、事務局が不適切と認めた場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した物品、活動、資料等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講じるものとする。また、事務局はロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改定)

第10条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、事務局が判断するものとする。